

総 第 4 5 9 7 号
令和 5 年 1 1 月 1 0 日

琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町長 福本 まり子
(公 印 省 略)

議会報告会・意見交換会における意見等に対する回答について(成美地区)

令和 5 年 9 月 1 9 日付議第 8 4 号で通知のありました議会報告会・意見交換会における意見等につきまして、別添のとおり回答を提出します。

議会報告会・意見交換会における意見等に係る回答

町への要望等	担当部署	回答(対応方針)
1. まちづくりセンターについて	企画政策課	<p>・地区公民館は地域づくりの拠点となる施設ではありますが、町の職員体制も限られており、各地区公民館への正規職員配置は難しいと考えます。各地区公民館の館長・主事は会計年度任用職員ではありますが、担当課に地区ごとの正規職員担当者を置き、公民館職員と情報共有等の連携を図り事業に取り組んでいます。</p> <p>・正規職員であれば概ね数年で他部署へ異動しますが、各地区公民館の館長・主事は2年目以降の継続雇用も可能で、引き続き地域づくりに取り組めます。</p> <p>・まちづくりセンター化については、以前は令和7年度末をめどに全地区センター化を目指していましたが、各地区の運営状況や体制等も様々であることから方針を修正し、施設のまちづくりセンター化は行わず、9地区に地区公民館を残し、施設管理、職員雇用は引き続き町で行うこととしました。</p> <p>・地区公民館が中心となり、公民館職員と地域住民が連携しながら社会教育・地域づくり事業に関わっていきます。 また、すでに住民協議会がある地区については、協議会が公民館と一体となって地域の取り組みを進めており、町は協議会による地域運営を支援していきます。 引き続き、地区それぞれのあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進めていきます。</p>
2. 歩道の拡幅について	建設住宅課	<p>歩道の拡幅には、用地買収や宅地の移転補償等が必要となり、予算的にも時間的にも建築工事にあわせた事業実施は困難です。</p> <p>こども園北側の歩道部分（こども園の区間）については、造成工事にあわせ歩道も拡幅となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p>